

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年10月17日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

株式会社〇〇（以下「本件会社」という。）が所有するコーポ〇〇（以下「本件住宅」という。）は通常賃貸物件として使用できず、売却もできないため、請求人が賃借することになった。請求人は、本件住宅の家賃を本件会社に対して毎月53,700円支払っている。今後、同額の収入が本件会社に入金され、この金員をもって清算金とするが、本件会社との相反利益に関する点については全役員承認を受けている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年3月4日	諮問
平成31年4月16日	審議（第32回第3部会）
令和元年5月14日	審議（第33回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。
- (3) 法9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等

その個人又は世帯の実際に必要な相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と規定している。

(4) 法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を掲げ、法 1 4 条 1 号は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住宅扶助を行うこととし、住宅扶助の範囲に「住居」を規定している。

(5) 法 2 5 条 2 項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。当該通知は地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法定受託事務の処理基準。以下「局長通知」という。）第 7 ・ 4 ・ (1) ・ アは、保護基準別表の第 3 の 1 の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家又は借間であつて家賃、間代等を必要とする場合に認定すると規定している。

2 これを本件についてみると、①請求人は自らが居住していた〇〇マンションに係る住宅扶助費を、同人が代表清算人となっている本件会社が所有する本件住宅等に係る固定資産税等の本件会社が負う債務の支払に流用していること、②従前、本件住宅は本件会社の社員寮として無償で使用されていたところ、請求外〇〇さんから請求人に本件住宅の鍵が全て返却されていることから、本件会社の代表清算人である請求人は、本件住宅の鍵の受領後、本件会社の清算のために残余財産である本件住宅を売却等するまでの間、本件住宅を管理するために無償で本件住宅に居住することができるにもかかわらず、本件会社との間において賃貸借契約書を作成していること、③平成 3 0 年 7 月 3 1 日及び同年 8 月 1 日

の時点において、請求人は担当職員に対し、賃貸借契約書を作成中である旨説明しているにもかかわらず、賃貸借契約書の締結日は平成29年12月25日となっており、請求人の担当職員への説明内容と賃貸借契約書の締結日が整合しないこと、④請求人は担当職員の説明を受けて、賃貸借契約書において本件住宅に係る賃料（月額）を保護（住宅扶助）基準額53,700円に設定していること、⑤請求人は本件住宅の家賃を本件会社に対して毎月53,700円支払っており、今後、同額の収入が本件会社に入金され、この金員をもって清算金とする旨の主張をしていること（本件審査請求書とは別に請求人が審理員宛てに提出した「平成29年12月28日〇〇取締役会、株主総会を開催」と題する文書による。）が認められる。

以上の事実関係を踏まえると、請求人は本件住宅に係る住宅扶助費を得て、当該扶助費を自らが代表清算人を務める本件会社の債務の弁済等に充てる目的で、賃貸人を本件会社、賃借人を請求人とする賃貸借契約書を作成し、〇〇マンションから本件住宅に転居したものと解することが相当であり、たとえ請求人が賃貸借契約書を作成し、平成30年8月1日以降、本件会社に対し、月額53,700円を支払い、現に本件住宅に居住している事実があったとしても、そのことをもって請求人について、困窮のため最低限度の生活を維持することができず（法14条1号）、居住する住居が借家又は借間であって家賃、間代等を必要とする者（局長通知第7・4・(1)・ア）と認めることはできない。

したがって、処分庁が、上記1の法令等に基づき、請求人が本件住宅に係る家賃を必要とする者に当たらないと判断した上でなした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のように主張するが、上記2で述べたとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められない以上、請求人の

主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成